

2021生活総合改善終約

生活支援金

正社員、労供フルタイム勤務者 5万円

労供短時間勤務者 3万円

2021年3月31日に臨時給に合算して支給

タクシー

定昇維持

生活支援金 27万円

ハイヤー

勤続手当維持

生活支援金 バス乗務社員 18万円

ガイド 15万円

バス

内 勤

生活支援金 1.5ヶ月分

2021生活総合改善は、国際自動車の2020年度の事業収支が創業以来、最も厳しい水準で終える見込みとなるなか、労働組合も「雇用の維持、確保を大前提」とせざるを得ない極めて厳しい状況下で、今年度はハイヤー・バス・内勤の3部門で協議方式、タクシー部門は要求方式での取り組みとなった。

協議方式で取り組んだバス部門および内勤部門は3月10日、また、ハイヤー部門は3月11日にそれぞれ会社提示を受け、3部門とも3月12日に行ったハイヤー部門拡大中央委員会・バス部門拡大代議員会・内勤部門拡大中央委員会において、全会一致で可決した。

要求方式で取り組んだタクシー部門は3月15日に回答が示され、3月16日のタクシー部門中央委員会において妥結報告を行った。

また、全部門要求であった期中成果配分に対する回答についても妥結し、3月17日の第4回中央委員会において報告した。

企業存続と労働者の待遇改善の両立を叶える極めて困難な協議・交渉となったが、「全組合員の窮状」を受けた例年ない短期間での提示・回答に対し、経営陣の英断に敬意を表すとともに今日からの未来に向って国際労働組合の全組合員が“kmブランド”的なる向上と様々な改革実践を大きな柱とする改めて会社と共有し、我々が発信し続ける労働集約産業における「人財の力」の重要性と「団結力が交渉力」の結実した証と捉え、昨年に続き一部の協議が継続されるものの、厳しい環境のなかで静かに見守ってもらった組合員、支部役員、各級機関に深く感謝申し上げ、今後も引き続き現下の状況を克服するべく組織一丸となって取り組んでいくことを切に願い、2021生活総合改善を終約する。

《ハイヤー乗務社員》

2021年3月11日

2021年度ハイヤー乗務社員 臨時給の提示

新型コロナウイルス感染症の影響による業績の悪化は1年を超えることとなり、会社の経営の現況および今後の収支予想を踏まえ、2021年度臨時給等について以下のとおり提示いたします。

記

- 1.月例賃金 (1)定昇 組合員一律600円(勤続給100円、本給500円)とします。実施日は2021年4月度賃金とします。
- 2.臨時給 (1)上期臨時給 支給いたしません。
(2)下期臨時給 上期業績により判断いたします。
- 一方で、事業を支える組合員の皆さんの生活にも深刻な影響が出ていることを真摯に鑑み、2021年度上期を限りとして、以下を支給いたします。
- 3.生活支援金 (1)支給額 270,000円
(2)支給日 2021年6月30日
(3)支給要件
 - ①支給日在籍している者
 - ②研修生、長欠者(6月度賃金支給日に復職していない者)には、135,000円を支払う
 - ③労供乗務社員は支給対象外とする

以上

《バス乗務社員、ガイド》

2021年3月10日

2021年度乗務社員、ガイド 月例賃金・臨時給の提示

新型コロナウイルス感染症の影響による業績の悪化は1年を超えることとなり、会社の経営の現況および今後の収支予想を踏まえ、2021年度臨時給等について以下のとおり提示いたします。

記

- 1.月例賃金 (1)昇給 規則により定められた金額を現行賃金に加算します。
実施日は2021年4月度賃金とします。
- 2.臨時給 (1)上期臨時給 支給いたしません。
(2)下期臨時給 上期業績により判断いたします。
- 一方で、事業を支える組合員の皆さんの生活にも深刻な影響が出ていることを真摯に鑑み、2021年度上期を限りとして、以下を支給いたします。
- 3.生活支援金 (1)支給額 乗務社員 180,000円
ガイド 150,000円
(2)支給日 2021年6月30日
(3)支給要件
 - ①支給日在籍している者
 - ②研修生、長欠者(6月度賃金支給日に復職していない者)には、90,000円、75,000円を支払う
 - ③労供乗務社員、労供ガイドは支給対象外とする

《内勤職員》

2021年3月10日

2021年度内勤職員 臨時給の提示

新型コロナウイルス感染症の影響による業績の悪化は1年を超えることとなり、会社の経営の現況および今後の収支予想を踏まえ、2021年度臨時給等について以下のとおり提示いたします。

記

- 1.臨時給 (1)上期臨時給 支給いたしません。
(2)下期臨時給 上期業績により判断いたします。
- 一方で、事業を支える組合員の皆さんの生活にも深刻な影響が出ていることを真摯に鑑み、2021年度上期を限りとして、以下を支給いたします。
- 2.生活支援金 (1)支給額 基礎給(勤続給+評価給+扶養手当)の1.5ヶ月分とします。
(2)支給日 2021年6月30日

以上

2021生活総合改善は、国際自動車が大規模な事業改革の実行により企業基盤の安定を図りつつ、時代の変化、顧客のニーズなどに敏感に反応し、生産性や利益率向上を目標とする「デジタルトランスフォーメーション(DX)」化を推進しながら、慢性的な労働力不足問題や企業の社会的責任であるコンプライアンスの実践に取り組み、同時に事業の根幹をなす「労働者」の適正かつ安定した職場環境の構築を労使共通の認識とし、コロナ禍の新常識や秩序の変化による「新たな生活様式」を見据え、創業以来の危機的状況を乗り越えるために打ち出された様々な会社施策に対し、積極的に協力するなかでの取り組みとなりました。

この度2021アクションプランに基づき、ハイヤー・バス・内勤部門は労使が進める様々な改革の推移状況を見据え協議方式で、またタクシー部門は要求方式での取り組みとし、各級機関において下記の通り要求が決定いたしました。

したがって、企業の永続的な発展と労働者の生活の安定の両立を目指し、新たな施策と事業改革に沿う形で更なる企業価値の向上に向けた継続的な取り組みを具現化する極めて現実的な要求であることを斟酌され、早期的回答を要求いたします。

記

タクシー部門

【タクシー乗務社員】
◎生産協力金 (1)乗務社員ひとり一律 40,000円
(2)2021年4月度賃金支給日に支給すること。

全部門

【期中成果配分】
◎会社経営の推移状況を踏まえながら労使協議を継続すること。

2021生活総合改善は、国際自動車が大規模な事業改革の実行により企業基盤の安定を図りつつ、時代の変化、顧客のニーズなどに敏感に反応し、生産性や利益率向上を目標とする「デジタルトランスフォーメーション(DX)」化を推進しながら、慢性的な労働力不足問題や企業の社会的責任であるコンプライアンスの実践に取り組み、同時に事業の根幹をなす「労働者」の適正かつ安定した職場環境の構築を労使共通の認識とし、コロナ禍の新常識や秩序の変化による「新たな生活様式」を見据え、創業以来の危機的状況を乗り越えるために打ち出された様々な会社施策に対し、積極的に協力するなかでの取り組みとなりました。

この度2021アクションプランに基づき、ハイヤー・バス・内勤部門は労使が進める様々な改革の推移状況を見据え協議方式で、またタクシー部門は要求方式での取り組みとし、各級機関において下記の通り要求が決定いたしました。

したがって、企業の永続的な発展と労働者の生活の安定の両立を目指し、新たな施策と事業改革に沿う形で更なる企業価値の向上に向けた継続的な取り組みを具現化する極めて現実的な要求であることを斟酌され、早期的回答を要求いたします。

記

会社回答

2021年3月15日
貴労組におかれましては、日常の会社施策にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響は、当初の予想をはるかに上回り、1年が経過した現在においても、終息が見込めない状況が続いている。

この影響を受け、2020年度の会社収支は、過去に例を見ない結果となることが確定し、また、2021年度の事業予測についても、ワクチンによるウイルスの制御、東京オリンピックの開催と、その後の景気回復という、不確定な要素に頼らざるを得ない状況となっています。

このような状況下で迎えた今次の生活総合改善において、貴労組より提出された要求については、その本来的な意味において、ゼロ回答とせざるを得ません。

一方で、この未曾有の厳しい事業環境によって、社員、組合員の皆様の生活に深刻な影響が及んでいることも、日々の業績数値に加え、各所属を通じてあげられる報告、また、労使会議等を通じた貴労組からの訴えにより、会社としても十分に理解し、真摯に受け止めています。

このような状況の下、過去における事業許可取り消し、東日本大震災など、様々な苦境において、会社が可能な限りの施策をおこない、社員、組合員の皆様がそれに応え、全社一丸となって乗り越えてきた歴史を鑑み、今般、会社は大きな決断として、以下の回答をすることいたしました。

貴労組、組合員の皆様におかれましては、回答の趣旨をご理

解いただき、厳しい環境下において、引き続きご協力をいただきますよう、お願ひいたします。

記

1.タクシー生産協力金

支給いたしません。

2.タクシー生活支援金

現在の状況を考慮し、生活支援金として、以下の金額を支給いたします。

(1)支給額
正社員、労供フルタイム勤務者 50,000円
労供短時間勤務者 30,000円

(2)支給日
2021年3月31日とする。(臨時給に合算して支給)

(3)支給対象者

- ・2021年3月31日時点の在籍者
- ・2021年3月31日までに営業所配属の教習生
- ・支給日時点の長欠者は復帰後に支給する
- ・労働組合本部役員は支給対象としない

3.期中成果配分

会社の経営状況を踏まえながら、今後も労使協議を継続いたします。

以上

2021生活総合改善終約

宣言再延長の段階でも具体的な感染防
止策は示すことができず、直近では病床使
用率こそ若干改善傾向にある一方で感染者
数が下げ止まり若しくは微増となるなど、
宣言解除の判断は難しい局面であるもの
の、政権としてこれ以上の経済悪化の影響
を恐れ、予定通りの3月21日に宣言を解除
する方向となつていていることから、変わらぬ
実効性のない対応に国民の不信感もピーク
に達している。

見据えた各事業の見直しと経営効率化を目指して事業4部門全てで様々な改革を進

おける「人財の力」の重要性と「団結力が交渉力」の結実した証と捉え、昨年に続き一部の協議が継続されるものの、厳しい環境のなかで静かに見守つてもらつた組合員、支部役員、各級機関に深く感謝申し上げ、今後も引き続き現下の状況を克服するべく組織一丸となつて取り組んでいくことを切に願い、2021生活総合改善を終約する。

これにより国内経済の回復は想定を超えた後退を余儀なくされ、多くの産業では年度末に向けて大きな痛手を受け入れざるを得ない状況となり、中小を中心廃業倒産する企業が増加し、雇用環境も悪化し続けている。

日本国内でも昨年末にかけての第3波で感染者が爆発的に増加し、3月15日現在、感染者数は44万人を超え、死亡者数は8,500人を超える状況となつてゐる。

政府は、年初1月7日に1都2府8県で感染者数や重症者数、病床の切迫度合いや実効再生産数などを基に昨年4月以来の「緊急事態宣言」を発出したものの、実効性のある対策も無かつたことから指數の改善は見られず、2月に一度延長され、再期限となつていた3月7日を前に「改善が見られない」とされた東京・埼玉・神奈川・千葉の1都3県が3月21日まで二度にわたり延長された。

新型コロナウイルス感染症は、世界の累計感染者数が1億2,000万人、死亡者数は265万人を超えて、日ごとに増加するばかりか、感染力の強い変異株が複数発生するなど、その勢いは衰えておらず、先進国を中心とした感染予防ワクチンの供給が始まり既に延べ3億人が接種しているものの、その効果や副反応の状況も不透明な点が多く、現在も収束の見込みが立っていない。

などもあり、昨年後半から低調で推移してきたことに加えて総務省の接待問題の影響が現職大臣や党の幹部にまで広がり、ここに来て秋の衆議院任期満了を前に解散の声も出てくる事態となるなど、政権運営も

めているが、一方で「社員の成長を考える会」と「社員自身が成長する」という意欲の両面が結実して初めて改革の原動力となる。「生産性向上」が実現することと、これら改革実現の成否が企業の存続に直結する厳し

2021生活総合改善日程表

2021生活綜合改善 基本構想

2019年末に中国で発生したとされる新型コロナウイルス感染症は、2020年全世界に拡がりを見せ「パンデミック」となり、感染拡大防止に向け各国は都市封鎖や社会・経済活動の自粛を余儀なくされ、日本を含めた世界の経済に大きな損失を与えると同時にコロナ禍における人々の生活についても大きな変化を強いることとなる「新たな生活様式」の実践が迫られる状況となっている。一方、新型コロナウイルスに対抗できるワクチンの開発競争が世界各国において繰り広げられ、昨年12月にロシア、中国、英国、米国をはじめ一部の国・地域においてワクチン接種が開始されることとなたが、年末には全世界で感染者数の累計が8,300万人を超えて未だ感染の収束は見えず拡大しつつあり、併せて感染力の強い「変異株」が英国、南アフリカ、ナイジリアで発見され、多くの国でその感染が確認されるなど今後も引き続き予断を許さない状況となっている。

政府に要請する異常事態となるなど、マスmediaで報じられる形で発足した菅新政権の年末に実施された世論調査による内閣支持率は「無為無策」と言われる新型コロナウイルス感染拡大とその防止に向けた対応のサスティナビリティや「医療崩壊」と言われる現状、経済回復を優先するその姿勢に国民の政治不景気感が増幅し、同時に安倍前首相の「桜を見る会」前夜祭を巡る国会での説明や二閣僚による「政治とカネ」の問題も大きく響き、支持率と不支持率が逆転するなど今後菅政権にとって感化拡大防止と経済回復の両面での政策実現は極めて厳しい状況となっている。

我々が従事する旅客自動車産業の分野においては、少子高齢化による労働人口の減少も影響し、慢性的な労働力不足の状態となつておらず、急速に進む自動運転技術などは未来の交通社会においては必要不可欠な要素ではあるものの、方で菅内閣の政策の柱となる「規制緩和」の動きが大きくなつねりとなつて我々の前に立ちはだかり、デジタル化の波に乗る他産業がこの業界を呑み込まんとしているなど、依然としてこの産業の未来に大きな影を落としている。

このような背景にあり未だ新型コロナウイルスの収束が見えない中、業界各会社は時代の変化、顧客のニーズなどに敏感に対応し、同時に持続的な発展に向けて生産性や利益率向上を目的とした「デジタルトランスフォーメーション（DX）」化を推進していく必要があるものの、100年を超えるこの業界が旧態依然とした固定観念にとらわれ、時代の波から取り残される状況では産業そのものが消滅し、他産業がいとも簡単に取つて代わる時代になつてしまふ恐れがあるため、一刻も早く「他力」ではなく「自力」での変化・変革を進めて行かなければならぬ。

国際自動車は、この産業を代表するブランドとして業界内では一定の評価を受けているものの、業界の意思を遥かに超えたスケールで描かれていく「未来図」での役割はその一部分であることを踏まえ「SODA Y」「JR東日本」「KDDI」など日本を代表する企業との協業に取り組んでおり、新たに「ホスピタリティとデジタル化」融合を掲げて時代の変化に応じ柔軟的な経営発想で企業基盤の盤石化と雇用の安定を図る取り組みを進めているが、実際にこうした事業を推し進め、確固たる地位を築き企業の持続的発展を目指すために何よりも全社員の理解、目的の共有は絶対条件となつていて、

国際労働組合は、新型コロナウイルスの影響による新常識や秩序の変化と「新たな生活様式」を見据え、労働者の生活を柱に現下の危機的状況を乗り越えるために国際グループの進める様々な施策に対し、組合の持つチェック機能を發揮しつつ全組合員の統一した意志のもとで冷静に推し進め、「変わるべきものと守るべきもの」とを明確にしながら時代に沿う「新たな働き方」の構築に向けて取り組むとともに、我々「自ら」の力の結集によって職場を守り、生活の安定と向上を目指さなければならぬ。

したがつて業界を代表する組織の優位性を保持しつつ、組織の緊密な連携で情報を共有しながら業界一のブランドの重なる発展と未来の社会に必要不可欠となる「人にしかできない究極のサービス」を極め、「生産性と賃金の整合性を見据えた運動」を基本とした2021アクションプランに基づき、ハイヤー・タクシー・バスとそれらを支える内勤の4部門全てにおいて事業存続と生活の安定の両立を目指し、新たな施策と事業改革に沿う形で協議または要求を行い、職種ごとの年間賃金増額に向けた取り組みを行っていく。

勞働協約改定

国際労働組合は、2021年1月1日より施行された改正「育児・介護休業法施行規則等」に準じ、「子の看護休暇」とび「介護休暇」の時間単位取得を可能とする労働協約の改定を、2021年1月8日開催の第2回技士中央委員会に譲り決定した。

■別添6 売回・企譲等に関する協定

別添⑥ 育児・介護等に関する協定				
(子の看護休暇) 第10条	<p>小学校就学の始期に達するまでの子を養育する組合員は、負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、看護休暇を取得することが出来る。</p> <p>2 前項にかかわらず、勤続6ヵ月未満の組合員には適用しない。</p> <p>3 看護休暇の日数は組合員1人当たり、当該子が1人の場合は1年につき5日、2人以上の場合は1年につき10日を限度とする。この場合の1年間とは4月1日から翌年の3月31日までの期間とする。</p> <p>4 子の看護休暇中の賃金は支給しない。</p>	<p>小学校就学の始期に達するまでの子を養育する組合員は、負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、子の看護休暇を取得することが出来る。</p> <p>2 前項にかかわらず、勤続6ヵ月未満の組合員には適用しない。</p> <p>3 子の看護休暇の日数は組合員1人当たり、当該子が1人の場合は1年につき5日、2人以上の場合は1年につき10日を限度とする。この場合の1年間とは4月1日から翌年の3月31日までの期間とする。</p> <p>4 子の看護休暇は、時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。</p> <p>5 子の看護休暇中の賃金は支給しない。</p>		2021/1/1育児・介護休業法施行規則等の改正により、時間単位での取得が可能となることから、新たに規定。 条項繰り下げ
(介護休暇) 第11条	<p>介護休暇を希望する組合員は、要介護状態にある次の家族の介護を自ら行うために、介護休暇を取得することができる。</p> <p>① 配偶者(内縁を含む) ② 父母 ③ 子 ④ 配偶者の父母 ⑤ 祖父母、兄弟姉妹、孫</p> <p>2 前項の「要介護状態」とは、負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態をいう。</p> <p>3 1項の規定にかかわらず、勤続6ヵ月未満の組合員には適用しない。</p> <p>4 介護休暇の日数は組合員1人当たり、当該対象家族が1人の場合は1年につき5日、2人以上の場合は1年につき10日を限度とする。この場合の1年間とは4月1日から3月31日までの期間とする。</p> <p>5 介護休暇中の賃金は支給しない。</p>	<p>介護休暇を希望する組合員は、要介護状態にある次の家族の介護を自ら行うために、介護休暇を取得することができる。</p> <p>① 配偶者(内縁を含む) ② 父母 ③ 子 ④ 配偶者の父母 ⑤ 祖父母、兄弟姉妹、孫</p> <p>2 前項の「要介護状態」とは、負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態をいう。</p> <p>3 1項の規定にかかわらず、勤続6ヵ月未満の組合員には適用しない。</p> <p>4 介護休暇の日数は組合員1人当たり、当該対象家族が1人の場合は1年につき5日、2人以上の場合は1年につき10日を限度とする。この場合の1年間とは4月1日から翌年の3月31日までの期間とする。</p> <p>5 介護休暇は、時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。</p> <p>6 介護休暇中の賃金は支給しない。</p>		2021/1/1育児・介護休業法施行規則等の改正により、時間単位での取得が可能となることから、新たに規定。 第10条と表記の統一 条項繰り下げ
(実施年月日) 第21条	この規程は2017年10月1日より実施する。	この規程は 2021年1月1日 より実施する。		

第44回 全中労定期大会

2020年11月25日(水)、全中労(全国中立労組政策推進会議)は、日暮里・ホテルラングウッドにて北海道、名古屋、埼玉、東京より約50名が出席し、第44回定期大会を開催しました。なお、本大会は新型コロナウイルス感染症の影響により、会場の人数制限と時間短縮を行い、様々な感染対策を行つたうえでの開催となりました。

冒頭、北里議長の挨拶(石田事務局長代読別掲)があり、各地域議長(後藤北海道議長、杉本東海議長、行木東京議長)の挨拶と続き、2020年度活動報告、2020年度会計報告・同会計監査報告が承認されました。

続いて石田事務局長(国際労働組合中央書記長)より2021年度の運動方針(案・予算)(案)が提案され全会一致で可決されました。その後、2021年度の役員が選出され、後藤副議長より代表挨拶が行われました。

最後に友永会計監査(国際労働組合中央執行委員)による大会宣言を採択、平瀬幹事(中央交通労働組合執行委員長)の音頭による力強い突き上げが行われ、大会は成功裡に終了しました。

全中労は、俯瞰的な視点から真の利用者利便向上を目指すとともに、ハイタク・バス産業に働く労働者が将来に希望の持てる産業であるために必要な政策・制度を提言し、安心・安全を提供する真の国策に適う活動を展開していきます。



北里全中労議長

か需要 자체が蒸発したかのような世界では、サービスなど展開できないのでしょうか。では、アフター・コロナになれば復活していくでしょうか。これは前にもちよと話したのですが、コロナという災厄を経験した後だというのに、「互いに見ず知らずの乗客とドライバーがアプリでマッチングされる」というサービスが、はたしてコロナ前と同様に盛んになるか、というと疑問を感じざるを得ません。

このほかにも、コロナ禍の中で引き続き注視しておいてほしいことが幾つかあります。まず先ほどのライドシェア問題とかわってきますが、今年の道路運送法の改正により、交通空白地などで認められている自家用有償旅客運送で地元住民だけなく、来訪者を乗車させても構わないことになりました。

自家用有償旅客運送は、ご存じのとおり、一種免許さえ持つていればできますので適用範囲が拡大されればされるほど一種免、つまり白タク同然の車が走れる範囲も増加します。ですから、かの竹中平蔵氏は「自家用有償旅客運送をライドシェア解禁の突破口にせよ」と言い出しているのです。ですが、この突破口を抑えることができれば、当面、入ってくる隙間はなくなりますから、ここを注視しておく必要があるのです。

また、安倍政権時にあった未来投資会議の後継となる成長戦略会議の動向にも注意しておく必要があります。ここには竹中氏はもちろん、菅首相のブレーンの一人であるデービッド・アトキンソンというイギリス人が民間議員として参加しています。アトキンソン氏は、企業規模の大きさが生産性の高低に深く係わるとして中小企業統合の必要性を説いています。こういう考え方があり、これが巡りめぐつて、ライドシェア企業を参入させてタクシーサービスを統合するような発想に結びつかなければよいが…と思つていておかなければなりません。

このほか、菅政権肝いりの「デジタル庁」の創設も、まだ全容は見えていませんが、デジタル化を進めることで規制改革を推進していくことは明らかですので、よく見ておかれなければなりません。

さて、このコロナの流行が拡大する中ではライドシェアは影も形もなくなり、旅客輸送を担つたのは鉄道やバスとともに、タクシーだったわけですが、私は全中労セミナーで「エッセンシャルワーカー」という言葉を使って、これが意味することを説明しました。エッセンシャルワーカーとは「社会を支えるのに不可欠な仕事に従事している労働者」という意味です。

員やごみ収集、清掃業従事者もあてはまりますし、人々の移動を担うわれわれ公共交通の担い手も該当します。4月に緊急事態宣言が発令され、町が空っぽになつていても、タクシーは走っていましたが、その際には国土交通大臣から、地域の足を確保するために稼働を維持するよう要請を受けていたのです。

私はエッセンシャルワーカーという言葉が生まれたのはいつで、誰が作ったのかなど詳しいことは知りません。ただ、コロナ禍よって社会がほとんどの活動を自粛しストップせざるを得なかつた中にあっても、どうしてシーもその一つだということが明確になつたというのは、本当に大事なことだと思います。仮にコロナ禍でなくとも、路上という現場に出で事故や犯罪などさまざまにリスクにさらされながら公共交通を支えているのがタクシー労働者なのです。

このようなことはコロナに見舞われるまでは、ほんどの人が気づいていなかつたのではないでしようか。当のタクシー乗務員自身も気づいていないか、気づいていても口にしたりはしないのかもしれません。

それはどういうことかと言いますと、そのようなエッセンシャルな仕事に従事しているにもかかわらず、社会からそれに見合いで敬意を受けていないし、それに見合う待遇も受けてこなかつたということです。これはタクシーに限らず、職種を見ても分かるところ、多くのエッセンシャルワーカーに当てはまるのではないかでしょうか。

もちろん社会の価値観というものは時間かけててきていたものですから、そろそろ簡単に変えることはできないでしよう。ですが、コロナ禍で得た価値觀を生かし、ボット・コロナの時代をより良いものにするためには、エッセンシャルワーカーの社会的地位の向上と待遇改善は繰り返し訴えていく必要があると考えています。

場も打撃を受け、待遇は改善するどころか前より悪くなっているのが現実ではないでしょうか。

タクシー業界の場合は運賃改定の実施が不可欠な状況です。今年2月に運賃改定を行えなかつた東京は、運賃改定を実施した多摩地区や神奈川の京浜地区よりも低い営収にとどまるという異常な状態にあります。ところが聞くところでは東京の業界団体は本省や局の手前、「運賃改定」を口にすることさえ難しくなっています。「コロナ禍では環境が悪いとか、「ひどいのはタクシーだけではないとか、さまざま言い方はできるかもしません。だとしたら、いつだつたら「運賃を上げてくれ」と言えるのでしょうか。そんな環境は、本当に遠からず来るのでしょうか。

さらに言えば、業界の多数を構成する中小事業者が長年、規制に守られて「譲船団」として既得権益を温存してきたため、「多少の理不尽でもお上の言うことに従う」という沁みついた体質の問題も持ちます。

近年、キャッシュレス決済導入や配車アプリへの投資などで膨大なコストがかかり、それらはすべて会社の収支の内側で利益を削りながらやつてきているというのに「ここ何年にもわたり、消費税しか上がりっていない」という一言さえなぜ主張しないのでしょうか。このコロナ禍であつても、いえコロナ禍だからこそ、声を大にして言わなければならぬことがあります。

前にも言いましたが、これが自由競争で努力が足りなかつた結果、収益が上がらざることはあります。そうではなくて、タクシーは公共交通として、他の産業とは大きく違つて運賃は公定幅運賃として釘づけにされ改善しようとしても、自助努力のしようがないのです。そこで最初から企業利益も天井が設定されていますので、最初から企業利益も天井が設定されてしまつてゐるのです。これでは、待遇を改善しようとしても、自助努力のしようがないのです。

「エッセンシャルワーカー」という言葉が世に出た今こそ、タクシー乗務員の「あるべき賃金」とタクシーの「あるべき運賃」を表にして、堂々と議論すべきだと呼びびつけてあります。まさに代えさせていただきます。

北里全中労議長挨拶

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から全中労セミナーを9月初旬に延期しましたので、3ヶ月足らずで皆さんの前でお話しすることになりました。

ただ「3ヶ月足らず」と言いましても、コロナの感染状況は様変わりしてしまっています。あの頃、感染者は1日600人前後などどまっていましたが、11月20日現在で2,300人を超えており、このままでは今500人出ている東京の感染者は、12月には1,000人を超える恐れがあるとまで言われています。気温や湿度が下がれば感染力が強まると言わっていましたが、「まさかこんなに急に…」というのが多くの人の感想ではないでしょうか。私自身、このウイルスがこれほど爆発的な感染力を持っているということに驚いています。強力なワクチン完成の話もあり、希望的観測も聞こえますが、私自身、楽観視は禁物と考え

員やごみ収集、清掃業従事者もあてはまりますし、人々の移動を担うわれわれ公共交通の担い手も該当します。4月に緊急事態宣言が発令され、町が空っぽになつていても、タクシーは走っていましたが、その際には国土交通大臣から、地域の足を確保するために稼働を維持するよう要請を受けていたのです。

私はエッセンシャルワーカーという言葉が生まれたのはいつで、誰が作ったのかなど詳しいことは知りません。ただ、コロナ禍よって社会がほとんどの活動を自粛しストップせざるを得なかつた中にあっても、どうしてシーもその一つだということが明確になつたというのは、本当に大事なことだと思います。仮にコロナ禍でなくとも、路上という現場に出で事故や犯罪などさまざまにリスクにさらされながら公共交通を支えているのがタクシー労働者なのです。

このようなことはコロナに見舞われるまでは、ほんどの人が気づいていなかつたのではないでしようか。当のタクシー乗務員自身も気づいていないか、気づいていても口にしたりはしないのかもしれません。

それはどういうことかと言いますと、そのようなエッセンシャルな仕事に従事しているにもかかわらず、社会からそれに見合いで敬意を受けていないし、それに見合う待遇も受けてこなかつたということです。これはタクシーに限らず、職種を見ても分かるところ、多くのエッセンシャルワーカーに当てはまるのではないかでしょうか。

もちろん社会の価値観というものは時間をかけててきていたものですから、そろそろ簡単に変えることはできないでしよう。ですが、コロナ禍で得た価値觀を生かし、ボット・コロナの時代をより良いものにするためには、エッセンシャルワーカーの社会的地位の向上と待遇改善は繰り返し訴えていく必要があると考えています。

場も打撃を受け、待遇は改善するどころか前より悪くなっているのが現実ではないでしょうか。

タクシー業界の場合は運賃改定の実施が不可欠な状況です。今年2月に運賃改定を行えなかつた東京は、運賃改定を実施した多摩地区や神奈川の京浜地区よりも低い営収にとどまるという異常な状態にあります。ところが聞くところでは東京の業界団体は本省や局の手前、「運賃改定」を口にすることさえ難しくなっています。「コロナ禍では環境が悪いとか、「ひどいのはタクシーだけではないとか、さまざま言い方はできるかもしません。だとしたら、いつだつたら「運賃を上げてくれ」と言えるのでしょうか。そんな環境は、本当に遠からず来るのでしょうか。

さらに言えば、業界の多数を構成する中小事業者が長年、規制に守られて「譲船団」として既得権益を温存してきたため、「多少の理不尽でもお上の言うことに従う」という沁みついた体質の問題も持ちます。

近年、キャッシュレス決済導入や配車アプリへの投資などで膨大なコストがかかり、それらはすべて会社の収支の内側で利益を削りながらやつてきているというのに「ここ何年にもわたり、消費税しか上がっていない」という一言さえなぜ主張しないのでしょうか。このコロナ禍であつても、いえコロナ禍だからこそ、声を大にして言わなければならぬことがあります。

前にも言いましたが、これが自由競争で努力が足りなかつた結果、収益が上がりづづくのです。そうではなくて、タクシーは公共交通として、他の産業とは大きく違つて運賃は公定幅運賃として釘づけにされ改善しようとしても自助努力のしようがないのです。そこで最初から企業利益も天井が設定されていますので最初から企業利益も天井が設定されてしまつてゐるのです。これでは、待遇を改善しようとしても自助努力のしようがないのです。

「エッセンシャルワーカー」という言葉が世に出た今こそ、タクシー乗務員の「あるべき賃金」とタクシーの「あるべき運賃」を表にして、堂々と議論すべきだと呼びびつけてあります。まさに代えさせていただきます。

¹ 本邦の通航権機関は、このように公的財産措置の確立

1. 公共交通輸送機関としてふさわしい公的助成指査の確立
 2. 道路交通法・道路運送法・その他交通・労働行政諸法規の徹底と指導
 3. ハイ・タク産業の秩序を乱す白タクの排除と、NPO(特定非営利活動法人)の有償輸送の不法営業取締り
 4. 大都市圏における渋滞緩和措置の推進
 5. 営業車両の車検については初年度3年間、以降1年毎に設定
 6. 安全対策と交通環境改善対策

交通機関の一員としてハイ・タク・バスに課せられた安全輸送の責務は、我々の労働条件はもとより交通の整備と密接な関係を持っている。安全輸送対策として次の具体的な内容を各方面に要求する。

 - ①道路の拡張と整備及び交通標識の改善
 - ②交通環境に見合った合理的な速度制限
 - ③利用者の安全と利便、走行効率の面からタクシー乗り場の適切な設置と充実
 - ④公共交通機関であるタクシー乗車時におけるバスレーンの併用使用
 - ⑤タクシー乗務員の休憩所、食堂、トイレの設置拡充
 - ⑥観光バスの観光地における駐車場の設置拡充
 - ⑦観光バス利用客のための高速道路サービスエリアにおける路線バス停留所設置拡充
 7. 自動車税の減免措置の確立
 8. 市場の変化や需給調整に伴うハイ・タク産業の遊休資産の有効活用
 9. 安全・信頼を阻害する恐れのある「ライドシェア」の導入に反対する
 10. 社会インフラを支える「エッセンシャル・ワーカー」としての地位確立を目指す

政策・制度要求課題

2021年度 全中勞役員

役職名	氏名	出身単組名・役職名
議長	北里 裕治	国際労働組合中央執行委員長
副議長	後藤 寿亜樹	全中労北海道・全金星自動車労働組合連合会議長 北海道中央タクシー労働組合執行委員長
	杉本 英徳	全中労東海・東海中立労組協議会議長 名古屋近鉄タクシー労働組合執行委員長
	行木 幸男	全中労東京・東京ハイタク観光バス労組協議会議長 西武ハイヤー労働組合執行委員長
事務局長	石田 欽久	国際労働組合中央書記長
幹事	平瀬 昇	中央交通労働組合執行委員長
	長沼 典幸	都タクシー親睦会從業員代表
	滝 三幸	東和交通労働組合執行委員長代行・副執行委員長
	中山 弥寿	西武ハイヤー労働組合副執行委員長
	加藤 雅也	西武ハイヤー労働組合書記長
会計	田北 章	国際労働組合中央副執行委員長
会計監査	中村 幸一	国際労働組合中央常任執行委員
事務局	刈屋 孝徳	西武ハイヤー労働組合執行委員
	友永 昭典	国際労働組合中央執行委員
事務局	袖谷 造	国際労働組合中央常任執行委員